

令和6年度「ふくしまぐらし」情報発信業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
令和6年度「ふくしまぐらし」情報発信業務
- (2) 委託業務概要
首都圏をはじめとした県外在住の20代～40代をメインターゲットに、移住先としての本県の魅力や暮らしに関する情報をポータルサイトやSNS等で発信することにより、認知の拡大を図り、移住につながることを目的とする。
- (3) 業務仕様
別紙「令和6年度「ふくしまぐらし」情報発信業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」とする。)のとおり
- (4) 委託期間
委託契約締結日から令和7年3月31日(月)まで
- (5) 委託先選定数
1者

2 見積限度額

6,231,000円(消費税及び地方消費税込み)

3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和6年2月28日(水)
質問受付期限	令和6年3月13日(水)午後5時
参加表明書提出期限	令和6年3月15日(金)午後5時
企画提案書等の提出期限	令和6年3月22日(金)午後5時
選定結果の通知及び契約締結	令和6年4月上旬

4 プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

- (1) 本事業委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 本プロポーザルの開始から審査会の開催日までに福島県から競争入札の参加資格制限等を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立て又は民事

再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(6) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者、その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(8) 県税を滞納している者でないこと。

(9) 消費税または地方消費税を滞納している者ではないこと。

(10) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第1号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月13日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ふくしまぐらし推進課へ電子メール又はFAXにより提出すること。電子メールの件名は「【質問】「ふくしまぐらし情報発信業務」とし、電子メール、FAXともに電話により送付した旨を当課に連絡すること。

なお、電話による質問には応じない。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、ふくしまぐらし推進課ホームページに掲載します。質問者名は公表しない。

6 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）を以下により提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年3月15日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
ふくしまぐらし推進課へ電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。
※電子メール又はFAXにより提出した場合は、電話により送付した旨を当課に連絡すること。
※持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、提出期限当日は午後5時までとする。
- (3) その他
参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年3月22日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
ふくしまぐらし推進課へ郵送又は持参により提出してすること。
- (3) 提出書類
ア 企画提案書（A4版横、横書き、左上綴じ。表紙には「令和6年度「ふくしまぐらし」情報発信業務委託提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。）
※仕様書（案）の内容及び下記9(2)の審査基準を踏まえ、効果的な事業実施に向けたポイントを端的に明記すること。
イ 見積書（任意様式、A4版）
ウ 事業者概要書（第3号様式）
エ 業務実施体制書（第4号様式）
オ 担当者経歴書（第5号様式）
- (4) 提出部数
正本1部、副本6部

8 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

- (1) 本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。
- (2) 企画提案書は、仕様書（案）「3 委託業務の内容」に掲げる各業務の実施方法について、業務ごとに具体的に提案すること。
- (3) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

9 審査及び結果の通知

- (1) 審査方法
提出された企画提案書等の書面審査を行い、業務委託予定者を選定する。（プレゼンテーションは実施しない。）

(2) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
1 事業目的の理解度	・事業目的に合致した提案であるか。	10
2 本県への移住・定着に関するコラム記事の作成	・コラム記事で取り上げるテーマが、移住希望者等にとって魅力的なものとなっているか。 ・記事の構成及コンセプトが、閲覧者にとって魅力的な内容となっているか。	30
3 県 Instagram 「ふくしまぐらし」を活用した情報発信	・Instagram の特長を生かした発信方法の提案がされているか。 ・新規フォロワーの増加（500 人）に向けて、具体的かつ効果的な提案がされているか。	30
4 LINE アカウント 「ふくしまぐらし。」の運営管理	・新規登録者の増加（200 人）に向けて、具体的かつ効果的な提案がされているか。	10
5 その他情報発信	・ターゲットにおける福島県への移住促進のため効果的な情報発信方法等を提示しているか。	5
6 運営能力その他	・業務全体の統制や人員配置、連絡体制等を含め企画内容を実施する体制等が適切か。 ・適切な実施スケジュールが設定されているか。	10
7 経費	・企画内容に対して妥当な見積額か。	5
合 計		100

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で速やかに通知する。

また、契約候補者名及び全ての本プロポーザル参加者の評点（契約候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ）は県ホームページで公表する。

なお、電話、ファックス、電子メール等による問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

10 契約の締結

(1) 審査会により選定された業務委託予定者を契約候補者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

(2) 選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は、提案内容のとおり反映されない場合もある。

また、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(3) 契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(4) 契約候補者と県との間で協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場

合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議の上、契約を締結する。

11 留意事項

- (1) 本事業は、福島県議会における令和6年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある
- (2) 本事業は、福島特定原子施設地域振興交付金を活用して実施するため、契約等の手続は同交付金の交付決定後に行う。なお、同交付金が交付されない場合には、事業内容を見直すことがある。
- (3) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (4) プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めない。
- (6) 提出後の企画提案書等の内容について、ヒアリングを行うことがある。
- (7) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (9) 失格事項
次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。
 - ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - イ 提出書類に不備があった場合
 - ウ 本募集要領に適合しない書類である場合
 - エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合

12 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）
福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課 担当：阿部
電話 024-521-8023 FAX 024-521-7912
E-mail ui-turn@pref.fukushima.lg.jp